

「2. なし」：過去1カ月間に夜中に目覚めたことが1回もなかった場合に「2. なし」を選択する。

5) 過去1カ月間の昼寝（当てはまるもの1つに○）

「1. あり」：過去1カ月間に昼寝が1回でもあった場合には「1. あり」を選択する。

→ 「頻度」：昼寝をした日が、1週あたり平均何日あったか記載する。

→ 「時間」：昼寝をした日について、1日当たりの昼寝時間の合計を記載する。

「2. なし」：過去1カ月間に昼寝をしたことが1度もなかった場合に「2. なし」を選択する。

6) 過去1カ月間の目覚め感（当てはまるもの1つに○）

「1. よい」から「4. 悪い」までの4段階でもっとも該当するものを選択する。時間をかけず、直感的に評価させる。主観評価の出来ない場合には空欄とする（進行期の認知症など）。

13 認知的活動

1. 項目の定義

テレビ・ラジオを視聴したり、印刷物を読んだり、知的能力が要求されるゲームをしたり、知的な活動に従事する頻度に関する情報。最近の状況について尋ねる。

本調査項目はアメリカで開発されたものであり、健常高齢者を対象とする調査の結果、これら活動に従事する頻度の多い者ほど、その後の認知症発生率が低かった。

2. 調査上の留意点（当てはまるもの1つに○）

回数を尋ねる質問であって、1回当たりの時間は問題にしない。

3. 選択肢の判断基準（当てはまるもの1つに○）

利用者本人の判断・回答に基づいて記入すること。

14 落ち込みやすさ

1. 項目の定義

最近の様子（1カ月間程度）について聞く評価項目であり、若いころからの性格や人生観について聞くものではない。

2. 調査上の留意点（当てはまるもの1つに○）

うつ状態の有無を評価していることを念頭において、問題となる状態が継続して日常生活で困るほどになっているかどうかを検討した上で判定をする。精神症状について聞かれると、戸惑ったり不快に感じたりする高齢者もいるので、前書きの部分をきちんと伝えたくて質問を開始し、必要に応じてうつの評価の重要性についても説明するようにする。

3. 選択肢の判断基準（当てはまるもの1つに○）

「はい」：最近の状態が、明らかに当てはまる。

「いいえ」：最近の状態は、明らかに当てはまらない。

15 ふだんの過ごし方

1. 項目の定義

1) 日中、おもに過ごす場所

おもに過ごす場所は、本人の活動範囲（生活空間）を評価する項目である。閉じこもり傾向にある場合、おもに過ごす場所が1→2→3→4と狭小化していく。

2) 日中、おもな過ごし方

おもな過ごし方は本人の日常の活動を評価するものである。活動の活発さは、社会的な役割を持っていると考えられる。1→2→3→4となるに従って、社会的な役割が低下していく。

2. 調査上の留意点

1) 日中、おもに過ごす場所（当てはまるもの1つに○）

「日中」、つまり、活動している状態でのおもな居場所を聞いており、厳密な意味で「長時間いる場所」を特定する必要はない。活動の「場」を聞くことが大切である。

2) 日中、おもな過ごし方（当てはまるもの1つに○）

「趣味」として、「家の仕事（役割）」を行っている場合もあると考えられるが、この場合、家族が「家の仕事（役割）」を担っていると評価している場合には、2と判断する。

3. 選択肢の判断基準

1) 日中、おもに過ごす場所（当てはまるもの1つに○）

「1. 自宅外」：自宅以外の場所で仕事（勤務）をしている場合などを言う。

「2. 自宅敷地内」：自宅の庭での植木作業や敷地内の畑などで草刈などの畑仕事な

どをしている場合を言う。

「3. 自宅屋内」：自宅の自分の部屋以外の屋内、例えば、居間などで日中過ごしている場合を言う。

「4. 自分の部屋」：自分の部屋以外へはあまり出て行かない場合を言う。

2) 日中、おもな過ごし方（当てはまるもの1つに○）

「1. 自宅外の仕事（役割）」：上記設問1）で「1. 自宅外」を選択した場合が該当する。

「2. 家の仕事（役割）」：食事の支度や掃除・洗濯、孫の世話などはもちろん、自営業の「店番」など、本人は、「趣味」と判断しているものでも、家族がそれを「家の仕事（役割）」を担っていると評価している場合も含まれる。

「3. 趣味」：本人が主体的、積極的に実施している場合を言う。「テレビを見ることが趣味である」という場合は、これに含めない。

「4. 主にテレビ」：「テレビを見ることが趣味である」場合も、これに含める。

「5. その他」：上記1～5以外の場合。

「6. 特になし」：特にない場合を言う。

16 口腔機能の状態

1. 項目の定義

「かみしめる」という行為ができるか否かの評価である。

固いものを食べることができるか、固いものを食べているかの評価ではない。上下の奥歯が接触しているだけでなく、強くかむことができるか否かの評価である。

2. 調査上の留意点（当てはまるもの1つに○）

入れ歯を使用している場合は入れ歯を入れた状態で評価を行う。

左右をそれぞれ評価する。

利用者本人がよくわからない場合は、利用者本人または担当者が利用者の左右の顎骨の角の部分に人差し指、中指、薬指の3本の指先を軽くあてて、かみしめて、筋肉（咬筋）の緊張を確認する。筋肉が固くなって指が押される感触があれば「できる」と評価する。筋肉がやわらかく、指が押される感触がない場合は「できない」と評価する。

3. 選択肢の判断基準（当てはまるもの1つに○）

「1. 両方できる」：右と左の両方でかみしめることができる。

「2. 片方だけできる」：右または左の一方のみかみしめることができる。

「3. どちらもできない」：右も左も全くかみしめることができない。

17 運動器の機能向上を図るための介護予防プログラムの内容等

1. 項目の定義及び調査上の留意点

- ID 番号
 - ・ ID 番号は、地域包括支援センターが定める利用者個別の 10 桁の番号を、当該調査票を回収する地域包括支援センター又は、サービス事業所において記入すること。
- 氏名・性別・生年月日
 - ・ 利用者の氏名・性別・生年月日を記入する。
- 記入日
 - ・ 「調査票項目Ⅲの 17」を記入した年月日である。
同一利用者に対して複数日にわたって調査・記入した場合は、最後に記入した日をもって「記入日」とする。
- 1) 実施事業者名
 - 事業を実施する事業者名である。
- 2) 運動器の機能向上の開始年月
 - 利用者が当該サービスを開始した年月である。
- 3) 1 月当たりの実施回数
 - 事業の実施回数である。対象者が自宅などで自主的に行うものは含まない。調査開始時は予定される回数を記入し、その後（開始後 3 カ月毎）は調査月の前月の実績回数を記入すること。
- 4) 1 回当たりの実施時間（当てはまるもの 1 つに○）
 - 1 回の事業実施時間である。運動だけでなく、話し合いや、交流のための時間なども含む。
- 5) 運動器の機能向上を必要とする理由（当てはまるもの全てに○）
 - 疾患や心身機能の問題から運動器の機能低下のおそれがあり、運動器の機能向上を必要とすることになった理由を記入する。
プログラムの提供者が、利用者のアセスメント等から把握した運動器の機能向上を必要とする理由として当てはまるもの全てに○を記載する。
- 6) 実施方法（当てはまるもの全てに○）
 - いくつかの実施方法を組み合わせて提供している場合には、当てはまるものすべて

を記入する。

7) 運動器の機能の状態

以下の測定方法にて、どちらか良い値（「握力、片足立ち時間」は最大値、「TUG、5m歩行時間」は最小値）を記入する。

「1. 握力」（右か左を選択するところをつけてください）

- (1) 利き手あるいは強い方の手を2回測定する。
- (2) 両足を開いて安定した基本的立位姿勢をとる。
- (3) 握りは人差し指の第二関節が直角になるように握り幅を調節する。
- (4) 握力計の指針を外側にして、体に触れないように力いっぱい握らせる。
- (5) 測定の際は、反対の手で押さえたり、手を振ったりしないように注意する。

「2. 開眼片足立ち時間」（右か左を選択するところをつけてください）

- (1) 両手は側方に軽くおろし、片足を床から離し、次のいずれかの状態が発生するまでの時間を測定する。
 - ・ 支持脚の位置がずれたとき
 - ・ 支持脚以外の体の一部が床に触れたとき
- (2) 測定者は対象者の傍らに立ち、安全を確保する。
- (3) 測定時間は60秒以内とし、2回測定する（1回目で60秒を達成した場合は、2回目は測らなくても良い）。支持脚は利用者の好きな方とし、右か左かを記録しておく。支持脚は2回とも同じ足とする。
- (4) 教示は「目を開けたまま、この状態をできるだけ長く保ってください」に統一する。

「3. TUG (Timed Up & Go)」

- (1) 椅子から立ち上がり3m先の目印を折り返し、再び椅子に座るまでの時間を計測する。
- (2) スタート時は、椅子の背もたれに背中をつけ、肘掛けに手を置いた姿勢とする。対象者によって椅子が大きすぎる場合には、背もたれにつけなくても良い。
- (3) 測定者の掛け声に従い、対象者にとって快適かつ安全な速さで一連の動作を行わせる。
- (4) 回り方は被験者の自由とする。
- (5) 教示は「できるだけ速く回ってください」に統一する。
対象者によっては、小走りも許可する。ただし安全に気をつけること。
- (6) 測定者は、対象者が立ち上がって再び座るまでの時間（小数点第1位まで）をストップウォッチにて測定する。
- (7) 1回の練習ののち2回測定を行う。

「4. 5 m歩行時間（通常速度）」

「5. 5 m歩行時間（最大速度）」

- (1) 測定区間の5mの前後に予備路を3mずつ設け、歩行路を教示に従い歩行させる。
- (2) 遊脚相にある足部（歩行時、持ち上げている足）が測定区間始まり（3m地点）を越えた時点から、測定区間終わりの（8m地点）を遊脚相の足部が越えるまでの所要時間をストップウォッチにて計測する。
- (3) 教示は「いつも歩いているように歩いてください（最大歩行速度の場合は「できるだけ速く歩いて下さい）」に統一する。小走りになってしまった場合には、再度測定する。

8) サービス提供の職種（当てはまるもの全てに○）

実際にサービスの提供に携わっているすべての職員の職種を記入する。初回評価のみなど、サービスの一部に携わっているものすべてを含む。

9) 過去3カ月間の事故発生（当てはまるもの1つに○）（初回は回答不要）

当該利用者に関して、転倒事故など、サービス実施中に発生した事故を記入する。直接サービスとは関係しなくとも、サービス提供中に医療機関へ搬送した例なども記入する。調査開始時においては、記入は不要である。

10) 運動器の機能向上に関する目標の設定（当てはまるもの1つに○）

運動器の機能向上に関して、具体的な個別の目標を設定しているかどうか。具体的な目標とは、おおむね3カ月間で達成できるようになる、あるいはするようになる、日常生活上の目標をいう（例えば、バスや電車を使って外出できるようになる（するようになる、など））。

○選択肢の判断基準

「1. 目標に向けて努力している」とは、計画上設定された目標に向けて利用者が努力していると、サービス提供者により判断された場合である。

「2. 目標に向けて努力していない」とは、計画上設定された目標に向けて利用者が努力していないと、サービス提供者により判断された場合。

18 栄養改善を図るための介護予防プログラムの内容等

1. 項目の定義及び調査上の留意点

○ ID 番号

・ ID 番号は、地域包括支援センターが定める利用者個別の10桁の番号を、当該調査

票を回収する地域包括支援センター又は、サービス事業所において記入すること。

○ 氏名・性別・生年月日

・利用者の氏名・性別・生年月日を記入する。

○ 記入日

・「調査票項目Ⅲの18」を記入した年月日である。

同一利用者に対して複数日にわたって調査・記入した場合は、最後に記入した日をもって「記入日」とする。

1) 実施事業者名

栄養改善を実施している事業者名である。

2) 栄養改善の開始年月

利用者が栄養改善のサービスを開始した年月である。

3) 1月当たりの実施回数

事業の実施した回数である。対象者が自宅などで自主的に行うものは含まない。調査開始時は予定される回数を記入し、その後（3カ月毎）は調査月の前月の実績回数を記入すること。

4) 実施時間

(1) 初回の栄養相談（1回当たり）（当てはまるもの1つに○）

利用者が利用した初回の栄養相談の実施時間である。

事前アセスメント等の当該サービスとして実施した内容を全て含める。

(2) 2回目以降の栄養相談（1回当たり）（当てはまるもの1つに○）

利用者が利用した2回目以降の栄養相談の平均実施時間である。

事後アセスメント等の当該サービスに関する内容を全て含めた時間。複数回の場合には、1回当たりの平均時間とする。

5) 低栄養状態のおそれが生ずることとなった理由（当てはまるもの全てに○）

栄養面や食生活上の問題から低栄養状態のおそれがあり、栄養改善を必要とする理由である。

プログラムの提供者である管理栄養士等が、利用者のアセスメント等から把握した栄養改善を必要とする理由として当てはまるもの全てに○を記載する。

6) 栄養相談の実施方法（当てはまるもの全てに○）

当該サービスの実施方法である。

利用者への実施形態及び連絡・調整したことを含めて、当てはまるもの全てに○を

記載する。

○選択肢の判断基準

「1.通所による個別型（栄養相談など）」：通所による個別型の栄養相談を実施した場合。

「2.通所による小グループ型（栄養教育、料理教室など）」：通所による小グループ型の栄養相談、栄養教室、料理教室等を実施した場合。

「3.訪問による栄養相談等」：通所が困難であることから訪問による栄養相談を実施した場合。

「4.その他」：上記1－3以外の実施方法の場合は、具体的に記載。

7) 栄養相談において実施したこと（当てはまるもの全てに○）

栄養相談において実施した内容である。

事前、事後アセスメント以外の栄養相談の内容として当てはまるもの全てに○を記載する。

○選択肢の判断基準

「4. 食材料の調達に関する助言」：食材料の調達について、買い物、宅配などに関する助言を行った場合

「7. ボランティアによる支援の紹介や調整」：ボランティアによる「食べること」への何らかの支援（移動や声かけを含む）の紹介や調整を行った場合

「8. 家族による支援に関する助言や調整」：家族による「食べること」への何らかの支援（移動や声かけを含む）に関する助言や調整を行った場合

「10. 健康補助食品等の紹介や調整」：特定保健用食品や健康補助食品等の紹介や調整を行った場合

「11. その他」：上記1～10以外を実施した場合

8) 栄養の状態

(1) 体重の変化

利用者の体重はサービス実施時に実測する。着衣の場合には1kgを差し引く。調査開始時において、過去の体重の記録がない場合には、利用者からの聞き取りにより可能な限り把握する。

(2) BMI

体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) により求める。

(3) 血清アルブミン値（当てはまるもの1つに○）

基本健康診査や医療機関において1カ月以内の検査値が把握できる場合には記入する。

血清アルブミン値は、小数点第1位まで記入し、その測定日を記載する。

(4) 食事摂取量 (当てはまるもの1つに○)

利用者には「現在の食事量は、調子のよいときに比べて減ってきているということはありませんか？ 減ってきている場合には、どの位減りましたか。」等の質問を行い、現在の食事量が著しく少なくなっていないかを大まかに把握する。詳細な食事の聞き取りの必要はない。

○選択肢の判断基準

「1. 良好 (76~100%)」: 現在の食事量に著しい減少はみられない場合。食事量の減少が25% (1/4) 未満の場合。(小数点以下の端数は切り上げて判定する。)

「2. 不良 (75%以下)」: 現在の食事量に著しい減少がみられる場合。食事量の減少が25% (1/4) 以上の場合。1日2食以下の場合。

9) サービス提供の職種 (当てはまるもの全てに○)

サービスを提供した職種のこと。

10) 過去3カ月間の事故発生 (当てはまるもの1つに○)

当該利用者について、サービス期間中の過去3カ月間に発生した事故のこと。調査開始時においては、記入は不要である。

○選択肢の判断基準

「1. あり (具体的な内容)」: サービス期間中に、「栄養改善」に関する何らかの事故が発生した場合には具体的に記載。

「2. なし」: サービス期間中に、「栄養改善」に関する事故が発生しなかった場合。

11) 栄養改善に関する目標の設定 (当てはまるもの1つに○)

栄養改善に関して、計画上達成すべく設定された個別の目標のこと

○選択肢の判断基準 (当てはまるもの1つに○)

「1. できている」: 栄養改善に関して、計画上達成すべき個別の目標が設定されている場合。

「2. できていない」: 栄養改善に関して、計画上達成すべき個別の目標が設定されていない場合。

11-1) 前問11) で「1. できている」と回答した方 (当てはまるもの1つに○)

栄養改善に関して、計画上設定された目標に向けて努力している場合

○選択肢の判断基準

「1. 目標に向けて努力している」：計画上設定された目標に向けて利用者が努力していると、サービス提供者により判断された場合。

「2. 目標に向けて努力していない」：計画上設定された目標に向けて利用者が努力していないと、サービス提供者により判断された場合。

19 口腔機能の向上を図るための介護予防プログラムの内容等

1. 項目の定義及び調査上の留意点

○ ID 番号

・ID 番号は、地域包括支援センターが定める利用者個別の 10 桁の番号を、当該調査票を回収する地域包括支援センター又は、サービス事業所において記入すること。

○ 氏名・性別・生年月日

・利用者の氏名・性別・生年月日を記入する。

○ 記入日

・「調査票項目Ⅲの**19**」を記入した年月日である。

同一利用者に対して複数日にわたって調査・記入した場合は、最後に記入した日をもって「記入日」とする。

1) 実施事業者名

事業を実施する事業者名である。

2) 口腔機能の向上の開始年月

利用者が当該サービスを開始した年月である。

3) 1月当たりの実施回数

調査開始時は予定される回数を記入し、その後（開始後 3 カ月毎）は調査月の前月の実績回数を記入すること。1月当たりの実施回数は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等による専門的サービスと介護職員等による基本的サービスの実施回数の合計を記入する。

4) 実施時間（言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等による専門的サービス）

(1) グループでの専門的サービスの 1 回当たりの時間（当てはまるもの 1 つに○）

(2) 個別での専門的サービスの 1 回当たりの時間（当てはまるもの 1 つに○）